

## 幕末の幕府政治と井伊直弼

菊 地 久

はじめに

幕府にあつて枢機要路の合議分掌と「奥向」將軍の裁可是認という政治システムは均衡と牽制を旨として概して現状維持に帰し、政治的なリードには多くの手数を強いてこれを妨げるという意味でその継続の帰結に適合的でもあつたろう。しかし、このことは幕末において政治の機能不全につながり、幕府の崩壊をほとんど不可避とした。

だが、そうだとしても「外敵」への対処と内政の間口拡大を促されてシステムの許容範囲を探り、一定の修正を重ねたことは確かであつた。さらにいえば、続いてはその揺り戻しとなり、既になされた修正とその波及を前提とした力ずくの手直し、いわば破壊的で分断を厭わぬ政治指導をもたらした。幕末をおよそ一五年と見て少なくとも前半期の七ヶ年前後は、こう要約することができるように思える。

本稿は、こうした理解に立つて当該の時期につき幕府の均衡と牽制のシステムの組み替えもしくは空洞化を跡づけようとしている。そこには対外的に選択の余地が乏しく開国の受容と拡大に踏み出す中で内に向けて改めて統合もしくは対抗優位をめざす危うさと、だからこそ躓きが避けられず、そうした中で当局者が経験知を積み上げ、もしくは方向感を喪失していく展開がある。併せもってこれをたどり、停滞による崩壊の

必然性について語られることの多い幕府政治を別の角度から、むしろ自分に動態化してなお躓き、その繰り返しの中で次第に減衰していくプロセスとして追いかけてみたい。おそらく、そうすることによって見えてくるものがある筈だが、それはさしあたり行論や注釈の中で部分的に論及するにとどめておきたい。

さて、以上については時系列に沿って話を進める方が分かりやすい。だが、ここではそうではなく、井伊直弼が大老に就いてから政治の実権を掌握するまでのわずかな期間、幕府政治のシステムはそのままに政務の処理が進行し、権力の抗争を介してその機能が改まる端境期の動向を押さえることからはじめたい<sup>(1)</sup>。その上で、以降が単なる旧秩序の回復ではなくてむしろ藩閥社会の強弱大小を踏まえたパワー・ポリテクスに傾くこと、そしてそのことは従前の幕府の施政とその帰結に多くを負っていることを押さえ、改めて幕府従前の施政に目を向けようと思う。限定された紙幅の中では端境期のフォローにとどまらざるをえないが、それはこういった手順の中での抜かいであることをあらかじめ断っておきたい。

### 一 大老井伊直弼、「狂暴」とはいえその「手際」

井伊直弼の大老就任から二ヶ月弱の安政五年六月下旬、日米修好通商

条約の調印となつて引き続き英仏艦隊の輻湊が予想される中、不意に老中上席の両名堀田正睦・松平忠固が放逐される。次いで数日後には將軍家定による紀州藩主慶福への後嗣「仰出」となり、わずかに間をおいた七月の初旬、その家定が重篤となる中で勅許なしの条約調印を論難した他の親藩家門の面々、「水老公」斉昭を筆頭にその実子で慶福の対抗馬と目された一橋慶喜にいたる相当数が数日一挙の処分となる。こうした顛末を受けて、藩主の「賢侯」松平慶永も処分を被った越前藩では、国許の村田氏寿が在府の橋本左内に大老井伊に対する見込み違いを書きおく。「此老兩閣を貶し、三家を壓倒候手際、狂暴とは乍申、是迄只迂濶と申たる聞へより大相違と、不審に奉存候。定て謀主も必定有之候事」。

かねてから彦根井伊をめぐることは「長野某（義言）寵臣にて國學家の趣」<sup>(3)</sup>と噂されており、その当座の動きに触れて右の物言いに及んだことからすれば、あるいは彼や側近の登用筋を「謀主」と考えたのかもしれない。だが、その如何はさておき、慶喜の後嗣擁立で動いた海防掛等の諸有司や雄藩の「賢侯」連は当初これに踏み込んで井伊を警戒するよりも、なおしばらくは「只迂濶と申たる」予断の中にとどまっていた。井伊の大老就任は、何よりもまず誰がこれを画策したのか、次席以下の老中松平忠固等や「奥向」側回りへの疑惑を生み、井伊本人については將軍後嗣を「紀伊殿ならてハ適ひかたし」<sup>(4)</sup>とするだけで「胸中ハ唯一箇の我意ある而已、策略に至つてハ空茫として一物なし」<sup>(5)</sup>、たゞ門地大身を誇つて便利使いされるだけの譜代トップと受けとめていた。<sup>(6)</sup>だが、直面する内外の諸課題に一応の答えが出された時、枢機に残存して周囲をかためたのはその井伊であり、改めて結果を出す「手際」に瞠目せざるをえなかった。

見込み違いはなお続く。海防掛の主軸であつた岩瀬忠震は、他の西洋

諸国との条約交渉を控えて引き続き「賢侯」一部の枢機登用を模索した。別途「海防の一局」「外国事務局」等の設置を考え、井伊と親交のあつた宇和島藩主伊達宗城をその「総裁」とする「推賢」策を働きかけたのである。<sup>(7)</sup>だが、宗城から留任の老中久世広周を介して別候補を引き合いに枢機に持ち込まれたそのプランは、既に宗城が井伊に連絡済みであつたにも拘わらず、否、むしろそうであつたからこそかえって逆手にとられ切り返される。七月に入つて程なく、海防掛を廃止して新たに外国奉行を設け、岩瀬を含む掛メンバーをこれに移して井伊のかねての主張、「諸御役人は諸大名と對話すまじき」<sup>(10)</sup>を改めて厳達したのである。<sup>(11)</sup>こうして、村田氏寿は先の物言いに續けて「今度當時の腕コキ連中悉く外國奉行に命じ候は、定て外には其長處を用ゆると見せかけ、内々は其権——勘定府・監察府——を奪ひ候ならん。右の面々も以來は定て外國譯官の如き勢に可相成」と語り、枢機老中から要路有司に及ぶ駆け引き上手を認めざるをえなかった。

## 二 「思召通り」は難相成

では、その政權掌握の「手際」はどのようなものであつたのか。また内外の諸課題を前にした政務処理、その政策的な対応はどうであつたのか。こう問いかけてまず浮かび上がってくるのは、井伊が足を踏み入れた幕府政治のメカニズム、多極分権の牽制と均衡のシステムで簡単にはリーダーシップを発揮できない仕様である。大枠は表方／枢機要路の合議分掌と「奥向」／將軍並びにその側回りの裁可是認というシステムで、課題が將軍家の家政絡みである程に「奥向」の意向が先行して審議は枢機に限定されるが、その場合も含めて意思決定の手数と困難は表方に、同列や上下の諸職複数が評議を重ねてその落とし込みをはかる点にあつた。枢機の老中等が評決もしくは近似の合意に達して落とし込みは終わ

るが、この局面においてもなお抗弁はありえて、おまけに折々に病氣や忌引き物忌み等の欠勤が挟まってくる。結果として妥協もしくは折衷、あるいは先送りや棚上げにいたることも少なくない。井伊の側近が奉職を前にして「右御職ニ相成候而は彌十に五ツも思召通りニは難相成筋も出来可申哉」と危ぶんだのは、そのためであつたらう。

幕府政務の経験が皆無であつた井伊が大老として向き合つたのは、明らかにこれであつた。「奥向」が期待して井伊本人も強く望んだ慶福の後嗣決定は、枢機の評決を待つてようやくスケジュール化されるが、その議題は、条約勅許の蹟きによる諸課題の噴出、外に条約調印の延期交渉、内に諸大名への再諮問と次の「京使」の選任等が立て続けに求められる中で暗々裡に持ち出しのタイミングがはかられる。加えては次の政権を見越した主導権争い、「京師も外夷も措置、閣中の内乱如斯實に御大事之至」<sup>(13)</sup>が重なつて醜聞や憶測、讒言等搦め手からの攻勢にもさらされ、簡単には先行きの見通しがつかなくなつていた。こうして、後嗣問題をめぐつては「後宮も奥向も敢而恐る、際にもなく唯大老の強暴の言行こそ恐ろしく候へ」<sup>(14)</sup>との強面が貌を覗かせる。

井伊の対応は、ある意味で単純であつた。急速に権力の掌握へとシフトし、「上意」を取りつけて先任の老中を排除しようとした。そもそも当初から、枢機の慣例に従い、あるいは政務の手順に慣れようとする姿勢は乏しかった。大老への突然の召命と一旦固辞して慰撫される過程でのやり取りが、老中の評議による人事であるよりは「奥向」の意向による任用であることを教えていた。そしてそのために、立ち上がりから「勤方之儀先格之趣ニ不拘繁々登城」と大老職従来の仕来りに拘束されない出仕の約定を取りつけ、閣内においては老中首座の上席に座して「御政事向」リードの姿勢を示す<sup>(15)</sup>。以降は諸課題のすべてにコミットしながらとりわけ將軍後嗣問題に熱心に「奥向」「上意」への働きかけを

強め、要路配下は勿論のこと枢機同列の人事をも動かそうとする。四月下旬の就任からわずかに半月を過ぎてこれに踏み出し、後嗣の評議決定を含めてその手応えを得るまでにさらに半月、就任からおよそ一ヶ月をへるまでの「手際」であつた。

右は、有り体にいえば井伊が政務に不慣れで、その分だけ政争には敏感であつたことによる。多極分権のシステムも、この局面において即座にその機能不全をもたらしたわけではない。さしあたりはむしろ逆で、合議分掌の体制は、諸課題の噴出を前にして諸職各々の来歴や実績に応じてその対応をはかる動きにつながつていた。そして、井伊にしてみこれの一翼を担い、「京都の御用を勤て候へハ彼地の事情も略心得候」を押し出して再度の「京使」「上使」選任を含む朝廷対応を主導しはじめていた。注目すべきは、こうした政務遂行の過程で権力の掌握をめぐる抗争が進行し、井伊もまた不慣れな政務では拙さをあらわにしながら抗争絡みではむしろ生き〱と、かえつて足場をかためて搦め手からの手数を増やしていったことである。譜代の名門大身であるといえ枢機では新参者で同列に提携する相手はなく、「同志」「忠義之衆」として動くのは内廷や要路その他の傍流旗本のみ、こうした中でお飾りの員数扱いや便利使いを拒み主導権を握ろうとするなら果たしてどうすべきか。どんな手段があり何が最適解なのか。意識的であると無意識で直感的であるを問わず、そうした方向で動いた結果が彼の「手際」であつた。

どういふことか。堀田正睦が記した『老中日記』五月は当初一ヶ月の大方をカバーし、松平忠固の記す六月のそれは自身の罷免までの残り二〇日過ぎを網羅する<sup>(18)</sup>。この内、まず前者に拠れば、その動静記事は誰が精勤で誰が欠勤したかを告げ、他の資料と突きあわせると誰がどの課題にどの程度対応したか、政務遂行の大凡が見えてくる。この間に枢機で皆勤を続けたのは日記を記録した当人、条約の勅許に蹟いて慶喜の後嗣



擁立に傾き閣内で「孤立之勢」を強いられた堀田であった。彼にあって皆勤は麾下の有司ともどもの精励に他ならず、まずハリスとの延期交渉でその折節に臨み、枢機の審議では海防掛が持ち込む交渉事を逐次取り持つ<sup>(20)</sup>。そして五月初頭に条約調印までおよそ九〇日、七月末までの猶予を得ては、先の諮問から極論を返す親藩筋の意見修正を同筋の「賢侯」を介して試み、さらに再諮問で未だ答書の提出がなかった「賢侯」複数を含む外様「国持」衆に対しても、おそらくは海防掛の助言を受けながら巧みな対応を示す。再諮問を前にした帰封の停止につき、その解除を告げて出発前の答書提出を促し、月半ばには帰封を急ぐ一部大名の圧力を梃子に在府「国持」衆連名の提出を引き出したのである<sup>(22)</sup>。

この間、堀田上洛中の留守メンバーであった老中の松平忠固と久世広周、それに側用取次出身の若年寄本郷泰固らは、何故か交互に欠勤を繰り返し、急に広がった収賄スキヤダルへの憶測を生む<sup>(23)</sup>。憶測はそれとして、その欠勤によって折からの將軍後嗣決定は「當分御本丸御滞留」となり、中甸を迎えてなお井伊は側近に「折悪敷伊賀（松平忠固）・久世引込二而、何角之都合悪敷よし<sup>(24)</sup>」を告げる。堀田は早くから配下の一人に「いか殿（忠固）などは今（後嗣を）極めたらハ…大名此度の建議の障碍もや出来なんかと危路まる、由」を漏らしており、いずれ彼らがそれなりの底意をもって臨むことを示唆していた。既に四月半ばを過ぎ堀田が江戸に戻る前後から、忠固とその周辺は「賢侯」の一部が「御暇」猶予の知らせがないことに焦りを募らせる中で譜代の有力筋には「上意」として個別に滞府の継続を告げ、再諮問では早くに譜代大方の答書提出を導いていた。そして、引き続き外様「国持」衆の提出を待つ中では交互に「引込」を重ね、おそらくは後嗣の決定を先送りしながらその影響を最小限に押さえ込もうとした。

対するに井伊の欠勤は両度数日、文字通り「繁々登城」を続けてい

た。従って、こうした先送りには強い苛立ちを見せていたが、同時にまた京都の事情通を吹聴して再度の「上使」選任を主導しようとし、こちららはかえってその拙さをあらわにしていた。振り返れば江戸湾警備から「京都御守護」に転じて四年が過ぎ、その初年には入京及び朝廷や公家重職への顔見せを試みて幕府と朝廷の諸所に手続きと先例調べで振りまわされ、直近の数年は琵琶湖北岸から敦賀への通船路開削を不都合としてその阻止のために江戸と京都の双方で政治工作を続けてきた<sup>(27)</sup>。その結果、やがて京都にあつては関白九条尚忠に食い込んで朝廷の奥向きにまでつながる手蔓を得、中心となつて動いた側近の長野義言が「御家つよミ」を口にするまでになつていた。枢機ではこうした来し方を背景に京都の事情通を高言して堀田の上洛不手際を非難し、再度の「上使」選任をリードしようとする。だが、そこで推したのが会津藩の松平容保、溜詰譜代の諸式慣例に即した候補とはいえ現時は品川沖台場の警備を担って剛直な家風を誇り、当然その家風に縛られる二〇代半ばの青年藩主であつた。四月末から五月中旬頃まで、事情通を高言してこの程度かという運びで、おそらく評議でその難点を突かれると話の筋からいつて今度は井伊が「御上使御勤被遊候様二成そうな御模様」になる<sup>(31)</sup>。

わずかな躰きが憶測を呼び、「閣内の内乱」すなわち権力をめぐるせめぎ合いを過熱させる。井伊の近臣はお定まりの隠謀論を持ち出して右の不手際をこれに帰し、一橋派の大名や有司が「妬心隠謀秘術をめぐらし今度之上使君上御勤被遊候様仕掛、御留守中二志ヲ遂候ウミも有之哉二相聞へ」と記す。だが中甸を過ぎると、一橋派は一橋派で程なく井伊が「伊賀殿逆威以外の外」と憤る声を拾い、そうした中で別口の伝聞、「伊賀殿のいはるゝは、京使を命せらるゝ見込にて彦根を出し、彦根も初の程は行くへき氣配なりしかと家来の承引せざる由にて固辭て行かす、全ク行て備中（堀田）の如くならんも拙く又行たる跡も懸念なり」<sup>(34)</sup>

を耳にする。この話が井伊に伝わったかどうかは定かではない。だが、その憤りに続く言葉を拾えば、この頃から憶測に動かされ醜聞に飛びつき、密偵に頼る姿勢を強めていったことが分かる。「伊賀殿」此比となりてハ大老を倒さんとする勢にて量り難き心底にも見え又宜しからぬ事共の聞えもあれハ此節御庭番へ内調申付置る、よし」。

井伊はこう語ってから程なく月が改まってその初旬、後の始末に触れて月番老中となった「伊賀殿」が「此頃御庭番の上書御下ケありしに己レに不利なる事あれハとして一人して拙見して濟せし事杯ハ以の外なり」と述べる。<sup>35</sup>真偽の程は確かめようもないが、『井伊家史料』を追うところの発言の前後から自前の密偵網を作りはじめたようで、これに老中の松平忠固と久世広周、それに若年寄本郷泰固の身辺調査を依頼する。<sup>36</sup>ここにいるまでの反応には、どこかしら「己の似姿を敵に見て」、その延長線上に「先手を打つ」動きを読みとることが出来そうで、五月から六月へと危機感を強めながら妙に躍動感をもって臨むその姿は、どうにも水を得た魚のようであった。

権力をめぐる争いは、しかし、小手先や搦め手の手数を増やしただけではない。既存のシステムからすれば、肝心なのは一つに枢機の多数を掌握し、二つに「奥向」將軍の信任を確保することであり、新参者の井伊が可能なアプローチはまず後者によって枢機を入れ替え、前者につなげることであった。

無論、経験が乏しい中で、立ち上がりからこれを追求したわけではなかったろう。大老への任用を「奥向」の意向に出ると見て、しばらくはその確信を強めていっただけに思える。登用の経緯を探ると、家定が堀田の松平慶永を大老に推す上申を拒んで井伊の任用を求めたことが分かり、以降はいくどか「御前御一人被為召」を経験してその直接の信任を確かめる。<sup>37</sup>当初は、おそらくそのままの勢いで専ら一橋派への対

抗に向かっていた。

ただ、そうした中で「伊賀」らの「引込」により後嗣の決定が停滞すると、転機がおとずれる。五月の中旬に入る頃、これに苛立って家定の督促を機にその「御役御免」を求めると、今度は家定が驚きながらもそれを拒み、その前口上で「伊賀ハ精忠之者ニ付其方与手を組、万事取計候ハ、為方ニ可相成与奥向之者も申居候間、其つもり之処」と述べてなお任用を続ける理由を明らかにする。<sup>39</sup>「上使」決定のごたつきと相前後しての話であれば、おそらく井伊はこれを耳にして自身が忠固により枢機に計算ずくで招じ入れられたと見ただろう。堀田ですら折から「僕を倒し南紀を立、夫より大老をも倒し己レ一人大権を握る積りに候はん」と語っていたとすれば、<sup>40</sup>井伊がその手駒扱いを意識しないわけはなかった。程なく「伊賀殿逆威以の外」と憤る所以であり、半月を過ぎて六月を迎えると大老への登用は忠固が「奥向」と結びついて謀ったことであり、用済みとなれば手の平を返すとして以下のように断じたのである。「伊賀殿が」大老の持論南紀なるを知って己か方人にせんとて推舉ありし事なれハ……近頃ニ至りてハ我儘の異論を出して余を壓へんとするも西城已に南紀に決せる故にて言語道斷の倅好なり」。<sup>41</sup>

だが、ここでも半ばは己の似姿であり、既に先手を打った上での話だった。井伊は「伊賀」罷免を拒まれてもこれを断念することはなく、むしろ執拗に、「奥向」の諸職やこれにつながる手蔓を通して罷免を働きかけていた。のみならず、老中の末席を切り崩して閣内にも同様の意見があることを伝えようとし、おそらくは搦め手からの手配りも進めていた。<sup>42</sup>そして、一〇日を過ぎて五月の下旬、ようやく枢機での後嗣「治定」にこぎつけると、家定との面談を願ってあたかも成功報酬を求めて取り引きを持ちかけるようにその宿願を申し出る。かねてから堀田の罷免を促す「奥向」の意向を受けて、これとの抱き合わせで忠固の罷免を

「打診したのである。結果、両者の罷免につき「段々御考被遊候処、如何にも尤之義ニ付指免し候様可致」との返答を得ることになる。<sup>(43)</sup>大老就任からほぼ一ヶ月後の到達点だった。

### 三 「此上ハ身分伺候より致方無之」

だが、この種の駆け引きからは信任は生まれない。「奥向」と枢機要路とを問わず、いずれにあつても権力絡み、打算まじりのアプローチには似通ったレスポンスが返ってくるだけである。信任はむしろ政務での実績やそこでの覚悟・持ち出しによって、これらを通して進んでの是認やゆるやかな敬意を得て、その積み上げによってしか確保できないものだった。「奥向」から老中罷免の言質を得て後、残り二〇日を越えてその実行にいたるまでに井伊が垣間見たものは、あるいは少なくとも六月の下旬を迎えて実行間際の切所で行き当たったのは、おそらくそのことだった。しかし、彼やその周辺の目にはやはり権力をめぐる手配りや駆け引きの巧拙、そうした問題としてしか映っていなかったようである。

大老就任以降、井伊は「御一人被為召」をいく度か経験したが、家定に「松平伊賀守」の「御役御免」を願ってからは側回りへの手配りや申し出なしには「御壺人立」で会うことは出来なくなっていた。そして、罷免の言質を得てからは側回りが面談そのものを忌むようになり、何とか「御目見」にこぎつけても人事案件は遠慮するように求められ、仲立ちで動いた旗本筋を憤慨させることになる。<sup>(44)</sup>これと裏腹に、月番老中となった「伊賀守」忠固は、やがて二〇日を過ぎて途絶するその『日記』六月をや、様変わりの記述で立ち上げる。

六月を迎える数日前、堀田は「賢侯」慶永に継嗣が慶福と決まってこれ以降のスケジュールがかたまつたことを告げ、まずは月が改まってすぐに親藩譜代門流へ「御内意」が示されるとした。そして、最後に何故

か付け加えて、これまで収賄のスキヤンダルにさらされて病欠が続いた久世広周が「さしたる事もなくて近き程には出仕」となると伝えた。<sup>(45)</sup>さらにその『日記』晦日は、これもまた何故か忠固が一人「召出有」であつたことを記す。

その忠固の『日記』六月は書き出しの朔日に堀田が慶永に伝えた話が先後逆順で挟まり、翌二日までのや、不可解な成り行きを記述する。まず久世が「登城」して、次に勝手方月番の彼から吉報があり、忠固がかねて「内願」していた領内の川普請のための四千両が貸与されたことを書きとめる。続いて表方の諸式儀礼の長々とした描写となり、家定の「出御」となつて「御養君御用」掛を首座の堀田正睦とする「上意」が示され、彼が仕切り役となつて親藩等へと「御筋目之内より御養君」との「御内意」が伝えられる。<sup>(46)</sup>翌日早朝には朝廷にその内意の伺いが送られて「御返答」待ちとなつたが、<sup>(47)</sup>『日記』にこれへの言及はなかった当日は家定から「召出無之旨」が伝えられ、その上で堀田・忠固・久世の先任老中三名が「別段被為召」で「三人一同」奥入りしたことを記す。<sup>(48)</sup>とはいえ、そこには他の伝聞との間に齟齬があり、一橋派はこの日に家定の面前で井伊と忠固が衝突したことを聞きつける。<sup>(49)</sup>井伊自身もまたその衝突を語り、「近頃二至りてハ我儘の異論を出して余を壓へんとする」と憤るのである。<sup>(50)</sup>

一体何が起こつていたのか。これだけではなお曖昧だが、そうはいつても罷免の予定された先任老中が却つて手厚く遇され、どうやら「奥向」がこれをはかつたらしいことは窺えよう。家定は、井伊の両老中罷免の申し出を了承したが、その際に「御養君之義」を妨げるような混乱は避けるべきであるとして「右相済」むまでは罷免を「見合候様」求め、井伊がこれを請け合つてもなお「何分御氣懸りニ付、達而見合候様」にと強く念押ししていた。<sup>(51)</sup>その立場からすると、表面的にはなんら



かのカモフラージュをして均霑を装うか、あるいは徐々に本来の立ち位置を回復するか、つまりは実際に中立的で均衡のとれたスタンスに戻るのか、そのいずれかであっても不思議はない。勿論、これらは顛末を推し測つての解釈に過ぎないが、しかし、一つはつきりしていることがある。「奥向」將軍にとつて、井伊が「上意」を取りつけて枢機の改編を進めるつもりなら、それは当方を権力の掌握に利用するに等しく、事ここに至ってはもはや何ら報いるべき筋合いにはない、そのことである。「伊賀」に対するのと同様に残るのは実利的な斟酌だけであり、期待は引き続き政務の諸課題、わけても將軍後嗣の問題が解決されること、これを通じて枢機の当事者がどう競り合うかは成り行き次第となる。では、どうなったのか。残された課題はさし当たり二つ、これらが井伊を政務処理の実質的な中心に押し出してくる。

「御養君之義」はなお途次にある。堀田が慶永にそのスケジュールを伝えた際、手順は「御内意」の伝達とその内意の「京都への御伺」、これへの「御返答」を受けて「表向の御弘メ」にいたりようやく一段落し、期日はほゞ一ヶ月後の「六月末七月始」とした。関連して「京都への御伺」に「御名指」となるかどうかを問われると、氏名を出すことはなく「御養君被仰出候思召の旨御伺になり候へハ目出度思召と計御返答あるのが御先格にて候」と応じた。<sup>(52)</sup>これを聞かされた慶永は早速他の「賢侯」と相談して京都への「内勅」降下の工作に乗り出すが、井伊その他の老中もこれは織り込み済みで、氏名を伏せただけではなく扱ひも迅速簡便に、所司代不在の折柄その配下を強く督促して、後は専ら日程の前倒しをはかろうとする。六月の初旬にはほゞ半月の前倒しが「内定」し、一四日には朝廷からの「御返答」を得て一八日「御発し」「御弘メ」、堀田も又これを慶永に伝えて「上と大老の焦るか如くに御急ぎ故御支度も更に調はす」と掛としての不満を漏らす。<sup>(54)</sup>

この予定に従うと、その先が見えて次の課題がはつきりする。後嗣問題が片づけば、通商条約の調印までは残り四〇日強、その間に京都へ「上使」を派遣して再諮問の要請に応じた旨を伝え勅許を待つならば、結果の良否はさておき形式的な手続きはすべてこなして「御伺済」となる。「御急ぎ」の中心であった井伊の目算は明らかにこれで、残る課題は自らが主導してなお未定の「京使」「上使」の選任となる。

無論、手つかずではなかった。五月の半ばを過ぎてからは京都出先の整備を優先させてそれなりの布石を打ってきた。さしあたりは同月の下旬、出先要路の交代を含みとして通船路開削で対立した京都町奉行とその影響下にある新任の所司代とを、相次いで江戸に召喚する。<sup>(56)</sup>そして時期を同じくして、新たな所司代と再度の「京使」の両睨みで、同じく通船路開削で利害の衝突した小浜藩の酒井忠義を相手に、その七年に及ぶ所司代の経験をかかって有力な候補として交渉に乗りだす。<sup>(57)</sup>次に老中入れ替えの見通しがついた六月を迎えては、かねてから交流のあった所司代と西丸老中の経験者、鯖江藩の間部詮勝とやり取りを重ね、「京使」の依頼も絡んだ老中再任の見込みで意見交換を行う。閣内では忠固との意見対立があつて「決着ハ不致」が続いた様子だが、井伊はもはやこれに構わず自身の裁量で確実に手配りを進めていたのである。<sup>(59)</sup>

こうした中で外圧の急迫となり条約調印が最優先の課題となった時、その負荷は井伊に大きくかかってくる。残された課題の一つは未達で、二つは腹案にとどまる中で裏目に出て、ともにその対応を拘束したのである。結果として、枢機要路の掌握に先立って自身の政務の展望が揺らぎ、わけても内政の見通しがつかなくなる。

なによりも後嗣問題の処理が足踏みしていた。朝廷からの返書が一四日を迎えて雨天川止めのため到着せず、翌日に急ぎ人を派遣してなお「小田原二滞留相成候趣」、<sup>(61)</sup>そのため掛の堀田から関係筋へは「御弘メ」

が「十八日より来ル廿五六日頃迄之内」<sup>(62)</sup>と延期含みが伝えられる。おまけに不可解な動きがこれを後追いし、まさに「一寸先は闇」の色合いを強めていく。「伊賀守」忠固の『日記』は、当月から折に触れて幕府出先各所の書状受領を刻限刻みで記すようになり、一九日の通商条約調印をめぐる城中審議の最中でもその経緯には言及せずわずかに家定から「掃部殿初め一同江御逢被遊候旨」の連絡があつて奥入りしたことを記すのみ、ただ書き出しには「去る五日出京都状今子中刻到来」と記し<sup>(63)</sup>、二一日最後の記述においてもやはり各地書状受領の冒頭に「當月九日京都状今卯上刻到来」と刻む<sup>(64)</sup>。ここによりやく朝廷からの八日付けの「御返答」があつたことが分かるが、その早朝の到着は井伊には伝わらない。「奥向」への直の連絡があつたかは不詳、しかしこれもおそらくは井伊と同様で、広く知られたのは二日後の二三日であつた。当日、養君用掛をつとめる奥右筆組頭が「御返答」を「御用部屋」に持ち込むが、それは堀田と忠固の両名が二一日夜半に登城停止となり、この日に罷免となつて陣容が大きく改まった直後であつた。程なく当の組頭は自裁し、井伊やその党与にあつて隠謀論を膨張させる<sup>(66)</sup>。とまれ、井伊は以下に触れる激動の数日間を家定の罷免の言質が当てに出来ない中でしのいだことになる。

激動は外圧の急迫に出る。「御養君」の「御弘メ」を一八日以降と告げた堀田は、既に数日前に連絡を受けていたがこの日の一日を迎えて目付・大目付へ外圧の急迫を告げ、その手配りを促す。一三日以来の下田への米露艦入港から前日のハリス小柴沖来航までの顛末を述べ、程なく「江戸近海」へ英仏艦隊多数乗り入れとなる旨の「申立」があつたとして「諸向」への早急の伝達を指示したのである<sup>(68)</sup>。折から劣勢を強いられた海防掛有司は、ハリスとの折衝を命じられた岩瀬忠震らを中心にこの急迫が政権の変動につながることを期待し、勅許なしの条約調印に踏

み出そうとする<sup>(69)</sup>。翌一九日午前、前日の折衝を受けて要路の諸有司を交えた城中評議となり、次いで「御用部屋」で枢機の評議を重ねて、午後には岩瀬らが再度の折衝のため小柴沖に派遣される<sup>(70)</sup>。翌二〇日は結果待ちのように定例通り上野有徳院廟への將軍参詣、だが前日午後の半ば過ぎには条約調印となつてその報は既に広がりはじめており、二一日には英仏艦隊の輻湊に備えて諸大名への江戸、大坂湾警備の申し渡しとなる。激動はこの日夕刻の「太守様（井伊）御壹人被為召」<sup>(71)</sup>をピークとして、なおしばらく尾を引くことになる。

以上の変転に困惑させられたのは、朝廷との関係を仕切りはじめた井伊であつたろう。ハリスとの折衝に忙殺される岩瀬は、その最中の一八日、「賢侯」連に「梧桐（忠固）を洗する事方今之緊要」と書き送る<sup>(72)</sup>。そして、「賢侯」連もまた同様の立場から「除姦之儀」をはかろうとし、一九日の朝には井伊と接触して後述の案件を話し合い、その折に「伊賀守」忠固が「備中」堀田ともども罷免の運びであることを知らされる<sup>(74)</sup>。海防掛も「賢侯」連もなお二ヶ月前の政情の誤認、「伊賀をたに黜けなハ大老は土偶人の如くなるへけれ」<sup>(75)</sup>を引きずっていたように思えるが、それはそれとして、井伊もまた接触を保つて他に知られ、ば「誠二一大事」<sup>(76)</sup>の枢機人事まで洩らすとはどういうことなのか。

やはりそれなりの危機感も持ったと見る他ない。老中罷免の前提となる「御養君」の「御弘メ」はなお宙に浮いたまま、次に「上使」の派遣を考へてその選任に傾注する中で、急な条約の調印はその先の見通しと行き違ふ。あくまで朝廷への「御伺済」を目指して調印の先延ばしにとめたいが、果たして枢機要路の合議においてそれが通るのか。そもそも「上使」が誰かは自身の胸算と手配りの中にあるだけであつて未定であり、その段階で「御伺済」を説いても具体性に欠け、切迫する中ではほとんど説得力を持たない。井伊は、ここに来て従来の立場から何が合議



討論をリードするのか気をまわすようになっており、程なく言及するようになり、自らの少数孤立を見越して続く諸大名の総登城、そこでの「群議」を視野に入れ、「賢侯」連を相手に多数派工作を試みるようになったのである。

ハリスの「申立」は、英仏艦隊がアロー戦争の余勢を駆って輻湊する旨を伝え、あらかじめ日米の通商条約を調印してこれに備えるのが得策とするものであった。これを受けた一九日の「三奉行始御役中一同御評議」は調印の許諾を「異口同音ニ御申立」、井伊と他に若年寄一人が朝廷へ「御伺済」の上として反対するだけとなる。そのため続く「御用部屋」の評議では井伊一人の決断を他が窺う形となり、とりあえずは「成丈ヶ為引延候方可然」との結論に落ち着く。だが折衝役から「不及是非節ニハ調印可被仰付哉」と問われ、ば、やはり「其節ハ致方無之候得共」と答えざるをえない<sup>(77)</sup>。枢機において、未だ主導権を掌握できないままに多勢に無勢で決裁者であることを強いられ、おまけに結局は多勢に倣う他なかったのである。改めての覚悟が必要であった。

この先、どうするのか。内外ともに施政の見通しは立たず、対外的にはまだしも選択の余地が乏しく方針は明らかで、枢機要路の合意も成り立つ。しかし、内向けには朝廷や諸大名を相手にどう臨むのか、先々やってみなければ分らず、未だその合意もない。目算のはずれた井伊は、果たしてどうするつもりか。実権の掌握、従ってまた政務の先導に向けた切所を迎えることになる。

藩邸に戻ると不安が膨らんで大騒ぎになる。企図せず決裁者であることを強いられた顛末が、不安を倍加させておまけにお定まりの隠謀論を招く。『公用方秘録』の当日記事は、井伊周辺のそうした動きを伝えて余りある。下城すると側近とのやりとりをへて諸役を集めての藩邸「評議」となるが、そこでは「此義、天朝思召ニ叶不申時ニハ、諸役人之罪

御大老職ニ而御引受被遊候様可相成」と井伊が全責任を負うことになりかねないと受けとめ、「御家之大事」として責任の回避や軽減の方策をめぐり議論が沸騰する。井伊本人はといえば、「能々御考被遊候へハ隠謀之輩之術中ニ御落人」で「呉々残念」、「此上ハ身分御伺より致方無之」で辞職の覚悟である旨を告げたのである。

辞職覚悟の発言には、しかし、裏がある。「身分御伺」を最初に口にしたのは、藩邸に戻って早々、側近から「諸大名之存意も御尋之上ニ而御治定」であったなら不都合は少なかったと指摘されて「如何ニも其所心付不申ハ無念之至」と返した時であった。このやりとりからは、譜代名門の君臣上下においてすら幕府従来の政治システムとは別に諸大名の意見集約が重要な意思決定の方式として意識されていたことが窺える。

これまでの施政の積み重ねの上に、すべての動きが展開するのである。しかし、問題はそのことよりも、さしあたりはそこに虚偽が含まれる点にある。前日一八日の夜に「賢侯」の一人に連絡して一九日朝の訪問を促し面談、その日の城中評議が終わった夕刻にももう一人の「賢侯」と面談して、いずれにおいても共通して打ち合わせたことは、大名総登城を待っての追加審議、いうところの大名「群議」であった。狙いは、条約の調印は「京都へ申上たる上の方宜しからん」とする自らの意見にその場で賛同と支援を得ることであり、少数孤立が予想されて現にそうであった井伊の合議システムへの事後介入であった。既にこうしたプランを準備しながら「心付不申」としたのなら、やはり一橋派に借りをつくるその選択肢は放棄したと見るべきだろう。ならば、その上での「身分御伺」とはどういう意味なのか。

藩邸の評議は責任回避に最も急で、即座に急使を送って「調印之義御差留」を求めた。幕府の政務がどういうものか、根本を見誤る議論であって、井伊は「最早衆議一決、公方様江伺済相達候事、私ニ差留候事

も難相成」とその決定のシステムを踏まえてはつきりと不可をいう。相前後して主張されたのが責任の分散軽減であり、「諸大名之存意」の「御尋」を試みていたならとする意見はそうした性格のものであった。これを、なお選択の余地を残しながら敢えて「今更致方も無之」と放擲し、その上で辞職覚悟の「身分伺」を語るなら、意味するところは必ずしも幕府政務からの撤退とは限らない。何よりも責任を負うことの表明であり、しかも場合によっては前向きに、他を当てにせず失敗覚悟で政務を担うという意味でもありえた。井伊においては、そうした底意があっても少しも不思議はない。<sup>(80)</sup>

切所で政務に向けての覚悟があれば、それなりに「奥向」の信任を引き寄せる。翌々日の二一日夕刻、前日からの働きかけが実って家定との対面となり、「御養君」の「御弘メ」が未だに叶わない中で枢機の一変を乞う。これに対して、わずかの躊躇の後に「至極尤二御聞請被下置、大ニ都合宜旨御意」となり、その手順手配りの配慮まで受けることになったのである。<sup>(81)</sup>

ただし、それはことの半面にすぎない。一九日遅くから翌二〇日にかけて、側近筋から「身分伺」を文字通りの辞職願いと解して反対論が示され、責任転嫁をかねた枢機改編の断行が促される。何よりも「身分伺」は「隠謀方之術中」に陥ることに他ならず、手を拱いていれば「違勅」の罪を負わされて累は將軍家定にまで及ぶとする。それよりは、これまでの方針を急ぎ実行して枢機を改め、両老中の罷免をもって「条約調印被仰付候御申解」とすべきであるとしたのである。もはや政務への捨て身の取り組みではなく、あくまで権力の保持と強化を目指す「御遠謀」であった。無論、井伊にこれへの異存はない。こうして家定との「御目見」に向けた働きかけが手配され、二一日夕刻の面談につながったのである。<sup>(82)</sup>

#### 結びに代えて―実権を掌握し政務を先導して

内政の見通しが揺らぐ中で実権を掌握した時、井伊は朝廷や諸藩を相手にどう対処しようとしたのか。最後にこれを押さえて以降の施政に触れ、その展開の意味合いを考えておきたい。

ハリスの「申立」を受けた城中評議の直後、それなりの手立てを講じた井伊が何をもって「隠謀之輩之術中ニ御落入」としたのか、これはよく分からない。批判や問責の口実を与えてしまったというのならその通りだが、この論法だと対立があれば不都合な成り行きはすべて「隠謀」のせいになる。とまれ、それはそれとして、こうしたステレオ・タイプは程なく確信に変わって以後の施政を大きく方向づけることになる。

「御養君」慶福「御弘め」前日の二四日、勅許なしの条約調印を糾弾した後嗣公表の先延ばしを底意とする親藩家門の不時登城となる。そして、その内の誰かが廊下まわりで「御違勅二付、今日ハ掃部頭二腹切せ不申而者退出不致」と声高に触れまわる。<sup>(83)</sup>当然のことながら、井伊はこれを「老公（斉昭）・尾州殿（慶勝）・越前（慶永）など目指候所ハ皆々小子一人、……なんても小子を取て落し候企ハ顯レ居候」<sup>(84)</sup>と額面通りに受けとめ、いわば隠謀を確信して程なく「御三家方御咎」の反撃に出る。

この措置は、井伊がその思惑通りに施政をリードする試金石であった。成員が改まった枢機にあっても不時登城の受けとめ方は様々で、「未だ隠謀も顯不申」と見て処分に慎重な意見は残っていた。<sup>(85)</sup>しかし、七月を迎えて家定の病が篤くなると井伊の主導で一氣に「思召」による「御三家方御咎」となり、老中の「評議」はこれを受けて追認を求められるだけとなる。あり様は「奥向」を押さえて枢機を掌握し、施政をリードするというアプローチの露骨な現れであり、含意を知る久世広周はこれを遠回しに批判して辞職に等しい「引込」に転じる。<sup>(86)</sup>「評議」で

の追認に先立つ説得が行われたのは、ようやくこの異議立てを受けてであった。

以降に目をやれば、処分は將軍代替わり後の「奥向」を囲い込む第一歩でもあり、続く手配りは枢機要路の掌握を確実なものとして、やがて井伊の専断を導くことになる。一橋慶喜も含めて近縁の親戚筋が隠居謹慎や登城停止となつてみれば、家定病没後に家督を相続した慶福こと家茂は、未だ一〇代の少年にすぎない中でそれに見合つてリスクの少ない環境におかれる。すなわち「奥向」ルーティンの中では、將軍後見職を除けば年若で不慣れな代替わりの親藩大名だけに囲まれる。井伊は、こうした周辺整備を手始めに以降も「上意」を掲げて自らに近い田安慶頼を將軍後見職に挙げ、<sup>(87)</sup>他にも党与の大名旗本を側用人や側用取次に送り込んで「奥向」の囲い込みを進めていく。そして、やがて枢機に提携對抗の兆しが見えると將軍後見職を押し出して、いわば「奥向」を便利使用する形でその中心の老中を排除し、<sup>(88)</sup>他を辞任や屈服に追い込む。<sup>(89)</sup>こうした枢機人事の差配と繰り返される要路有司や実務官吏の入れ替えが、枢機要路に井伊の裁可や追認を仰ぐ動きを広げていく。専断もしくは専制の態勢への移行であり、合議分掌の体制はこれにつれて確実に空洞化していく。

以上の権力動向は、施政の内向けの展開とほぼパラレルであった。越前藩の村田氏寿が先に引いた発言において「兩閣を貶し、三家を壓倒候手際」と二つ並びでその「狂暴」な「手際」に触れたことは、まさに象徴的である。「兩閣を貶し」が枢機要路の掌握を意味して権力内部の変容を示すとすれば、「三家を壓倒」は何よりも内政の方向転換、しかも二重の意味でのそれを告げるものであった。

通商条約の調印について朝廷から勅許を得て諸藩を慰撫し、あるいはその受容をたやすくするという包括的な統合方針は、ここに来て大きく

蹶く。だが、さしあたりこれに代わる具体案があるわけではなく、政務当面の課題はやはり「京使」を派遣して朝廷の事後の了承を引き出すということになる。だが、今度は包括的な統合を断念し、政権への批判もしくは對抗の勢力の排除と残余の諸勢力の取り込みとその対応が変わっていく。「御三家方御咎」は、一つにはこのような変化への転換点であり、当面の混乱や紛擾を不可避とするものであった。

それだけではない。右の変化は、朝廷と諸藩、さらに各々の家臣や草莽の諸層を相手にして、その大小強弱上下や相互の連携如何に応じた硬軟の取り扱いをとまっていた。朝廷に対しては、その主導権争いに関与して上層部の処分にまで踏み込み、確実に影響力を強めていく。また諸藩に対しても、「賢侯」連の排除に際しては一部を抱き込んでその分断をはかり、さらに中立浮動の諸藩の取り込みも外様の大藩を相手にしては名目と実利の双方に及ぶ利益供与を先行させその傍観を引き出そうとする。<sup>(90)</sup>これらの手配りに支えられて、「狂暴」を前にした混乱や紛擾もやがて一旦は鎮静化する。だが、それは打算と駆け引きを常態化させて、次の局面を準備するものであった。二つにはこうした変化であり、権力をめぐる争いの「手際」が諸勢力への対応においてもその手法として広がり、それにつれて朝廷と幕府を頂点とする藩際社会も次第にパワー・ポリティクスの世界へと傾いていったのである。「有志」の目には「只管御威光之二字に恐縮致居、此僻徹頭徹尾充分染込居候」と見えた「天下列藩」の現状も、<sup>(91)</sup>そしてそのために尊攘派「有志」の突出につながった大方の保身傍観も、実は一時のことにすぎなかった。

打算と駆け引きをとめない、抜け駆けや牽制、数頼みや力づくを排除しない。そうした世界への移行は他の諸施策もこれを準備していた。諸侯諮問に代表される施政の開放はここに来て急速に狭められつつあったが、他の施策はなお先行の動きの延長線上にあった。対外的には通商条



約の調印ならびにその相手国の拡大を前に交易体制の整備が進められ、これと並行しては富強化の模索、「外敵」を前にした挙国的なそれもお継続的な展開を見せていた。既に知られた前者はさておき、その細部が不明な後者について補足すれば、英仏の艦隊が輻湊する狭間、まず彦根藩がゲベール銃の発注に動き、<sup>(92)</sup>その後幕府が限定的とはいえ品川相場への同銃配備をはかる。<sup>(93)</sup>そして、年が明けて開国交易に向けた実務的な準備を本格化させると、諸大名の参勤交代時の銃器携行も、その届け出を代替わりに限定して自由度を高め、<sup>(94)</sup>そうした中で開港地での舶来武器の買い取りを認めて、<sup>(95)</sup>江戸では販売人を指定して以降の購入を勝手次第とした。<sup>(96)</sup>既にベリー来航時に非常措置としてはじまり、その後も緩やかに実行されてきた強兵への手配りを、ここにきて加速させたのである。

既に触れたように、打算交じりの駆け引きから信任は生まれない。まして、力ずくともなればなおさらである。そして、包括的な統合の試みが途絶えて信任を確保できないまま、なら、なお継続する富強化の試み、「外敵」を前にした挙国的なそれは企図せぬ結果を招くことになる。井伊の施政がピークを迎えた時、折から炎上した江戸城再建の費用負担を申し出て藩主官位昇格の「内願」を重ねた長州藩は、<sup>(97)</sup>井伊横死の直前、長崎でゲベール銃の大量購入に動き開国交易を受けた武器買い入れの先陣を切る。<sup>(98)</sup>その長州藩が、やがて公武合体運動の先頭に立つ中で現状を「幕府之御仕向不宜所よりかくハ相成り」として「大藩共各一国々々を専ら守候勢」と捉えたことは、<sup>(99)</sup>まことに示唆的である。後に「割拠之勢」となり、その連携を通じて倒幕にいたる自強の動きが広がっていた。右の成り行きからすれば、「外敵」を前にした挙国的な富強化の試みは、包括的のしかも開かれた統合の方策と相即不離であつたろう。だが、合議分掌の政治システムの中ではそれは容易なことではなく、いくつかの模索と内紛、そして遂には包括的な統合そのものの放棄につな

がった。だが、そこに到るまでにどのような方策が打ち出され、渦中にあつて意見や利害を異にして如何なる手立てが講じられてきたか、これを逐一追いかけるとその意外の奥行きに驚かされる。改めてその含意が検討されるべきと思えるが、これはまた別の機会に譲りたい。

## 注

- (1) この期間の実証的な跡づけは、拙稿「井伊直弼試論」→幕末政争の一断面(中の一)『北海学園大学法学研究』第五三巻第四号(二〇一八年)を参照。本稿は、これを受けて〈権力掌握〉の友敵弁別・手段自在のロジックが〈政務遂行〉の全体統合の論理に浸潤し、その政策展開を導いた、そしてその成功と失敗を二つながらもたらし、こうした想定の下で、実証性を損なわない範囲でその再構成を試みたものである。もちろん、幕府における〈政務遂行〉が、全体統合の論理だけに貫かれているとは考えていない。むしろ幕府支配の継続が基調であつて、これと不可分な形で全体の統合が志向されている。基本はそうだが、しかし、「外敵」による開国の強制はその不可分に亀裂をもたらし、枢機要路の合議分掌の仕組みにおいてその内部対立を不可避に、改めて政治指導のあり方に難問を突きつける。阿部正弘から堀田正睦にかけての政治動向にこれへの応答、その意外な試みと必ずしも企図せぬ成り行きを探り、その上で井伊直弼の施政を捉え返してみたいというのが、本稿の全体的な道筋である。研究集会の報告レジュメでは、とりあえずそのラフ・スケッチを試みた。

なお、井伊直弼の研究そのものについて言及するならば、母利美和『井伊直弼』(吉川弘文館、二〇〇六年)の冒頭に明治以降のアウト・ラインが紹介されている。また政治史を中心にしては、同「井伊直弼の政治行動と彦根藩」の補注に簡潔なまとめがある(彦根城博物館叢書一・幕末維新の彦根藩「一二六頁」)。

- (2) 『橋本景岳全集』(昭和一八年版、以下『景岳』と略記)下巻一〇五六

七頁。

(3) 『景岳』上巻八一頁。

(4) 『昨夢紀事』(日本書籍協会、以下『昨夢』と略記)第四巻一〇頁。

(5) 『昨夢』第四巻四八頁。

(6) 『昨夢』第三巻四〇〇頁を参照。

(7) 『昨夢』第四巻二九五―六頁。

(8) 『昨夢』第四巻三一〇―一頁。

(9) 『公用方秘録』(彦根城博物館叢書七・史料 公用方秘録、以下『公用方』と略記し収録の別本参照の場合は括弧で補足) 三二頁。

(10) 『昨夢』第三巻四〇二頁。

(11) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』(以下『関係文書』と略記)第二〇巻七〇八―一頁。布達は「外国御用筋」の秘密厳守を求めるもので、いずれ別著で言及するように既に阿部正弘政権下にも発令されたものだが、今回はその文中に「表大名に附合候義」の禁止が含まれていてこの時の井伊の意向を強く反映していた。

(12) 『大日本維新史料類纂之部 井伊家史料』(以下『井伊家』と略記)第六巻二〇六頁。

(13) 『昨夢』第四巻五二頁。

(14) 同前 三四頁。

(15) 『公用方』一三―四頁。

(16) 『昨夢』第三巻三八九頁・三九一―二頁・第四巻八頁。

(17) 東京大学史料編纂所蔵『堀田正睦日記』(以下『堀田日記』と略記)第六巻。

(18) 東京大学史料編纂所・所蔵資料目録データベース『松平忠固日記』一一(以下『忠固日記』と略記、引用は「全表示」イメージの巻一頁で示す)。

(19) ちなみに堀田は自身の逆境とともに海防掛が堀田頼みに追い込まれている窮状を「今更僕か身に事ありてハ夫切の事なり」と語っていた(『昨夢』第四巻五一―二頁)。

(20) 『昨夢』第三巻三九〇・四〇二頁を参照、他に『井伊家』第六巻二六

一―二頁にもこの間の評議の様子が窺える。

(21) 『井伊家』第六巻二三四頁、また『ハリス滞在記』(岩波文庫版)下巻二〇〇―二頁を参照。

(22) この間のまとまった経緯は、行論で以下に述べる松平忠固らの譜代大名への対応を含めて拙稿「井伊直弼試論(中の一)」前掲書三五四―五頁を参照。補足すれば、大広間詰めの外様国持衆が在府のメンバーを中心に連名一括の答書提出に向かったのは、「賢侯」連がその連携によって影響力を強め、提出の先延ばしをはかることで後嗣問題での譲歩を引き出そうとしたためであった(『昨夢』第四巻三八頁・四九頁)。伊達宗城はこの連名提出の話を一挙解決の便法として井伊直弼に伝え了解を得たらしいが(同前第三巻三九一頁、おそらくはこれを含むいくつかのルートを通して当該の動きが枢機要路に伝わり、逆に当局による帰封停止解除の手配りを招いて結果的に国持衆の多くが早めの帰封に流れ、その前倒しの提出につながったようである。この間の駆け引きは、後述する井伊の大名「群議」利用の試みとともに、諸侯諮問が繰り返される中でその合議拡大に見合う政治的手段・手立てが模索されはじめたことを物語る。

諸侯に諮問して意見を尋ねたのであれば、決定にいたってはその理由が説明されなければならず、また事前に決定の方針が定まるなら、あらかじめその理由を開示して賛否を問うことが望ましい。当時にあつて阿部正弘から堀田正睦へと続く政権は、対外問題の処理に際して大筋そうした方向に進み、施政の間口を広げてきた。しかし、この主筋の展開とは別に、幕府の当局者はもちろんのこと、有力大名やその家臣筋、さらに彼らが横に連携しての諸グループは、各々が所信の実現や意見・利害の反映を企図して様々に搦め手からのアプローチを重ね、合議拡大の流れに即した政治的な手段・手立てを講じはじめていた。合議の拡大が衆智や総力の結集という建前論を越えて、いわば結果をもたらず政治システムへと脱皮するためには、おそらくその種の手段・手立ても許容可能なものとして練り上げられなければならなかつたろう。幕末から明治にかけての政治動向はこうした角度からも見直されるべきであり、既にそ

の予兆はあらわれていたのである。

(23) 拙稿同前三五七～六一頁を参照。

(24) 『井伊家』第六卷二七一頁。ここでは、井伊が伝える家定の発言と井伊自身の発言とが混在していて正確な把握は難しくなっているが、一応井伊自身の発言として押さえている。

(25) 『昨夢』第三卷四〇三頁。

(26) 『井伊家』第三卷三九〇頁以降の江戸・彦根間のやりとりはこの間の経緯は詳しい。まず、京都駐屯地の確保にはじまり、ほとんどがその先例を蓄積しない中で問い合わせ先・許諾権限の有無の問題から振りまわされることになった。

(27) この間の概略は「井伊直弼試論（中の二）」前掲書五八卷第二号二〇九頁を、またこの問題をめぐる研究蓄積はその注（二〇九）を参照。

(28) 『井伊家』第五卷四〇八頁。

(29) 「京都上使・日光御名代」の二つは、溜詰譜代が老中に伍する儀礼的特権であった。この点については「井伊直弼試論（中の二）」前掲書二〇六～七頁を参照。

(30) 井伊自身も多少の不安を覚えていたことは『井伊家』第五卷二三九頁。同前二四二頁等からは、周辺も危惧していたことが窺える。にも拘わらず、容保を推挙したことは改めて問題になるだろう。

(31) 『井伊家』第六卷二七三頁。

(32) 『井伊家』第六卷二六〇頁。

(33) 『昨夢』第四卷七八頁。

(34) 同前八四頁。

(35) 同前一六三頁。

(36) 『井伊家』第六卷三四八頁。また「井伊直弼試論（中の二）」前掲書三三九～四二頁を参照。

(37) 『公用方』一四頁。

(38) この間は「誠に難有事ハ……節々御目通しも被遊候處、（家定は）益御賢明ニ被為在」とし、將軍「賢明」の確かさとともに井伊の「御威光」が増すことを寿でいる（『井伊家』第六卷二六九頁）。

(39) 『公用方』一五頁。

(40) 『昨夢』第四卷五四頁。

(41) 注（35）に同じ。なお堀田上洛中に留守を預かった「伊賀殿」松平忠固は、將軍後嗣問題につき一橋派や南紀派の有力大名を相手にどちらの主張にも迎合するような対応を重ね、並行しては折々に久世広周ともども「奥向」からの召命に応じて何事かをやりとりしていた。そして、折から在府の井伊直弼も慶福擁立の立場からその忠固といく度か面談し、堀田による条約勅許獲得の蹟きが伝わる中では次の「京使」問題を含めた意見交換を行っていた（『井伊家』第六卷一四九～五〇頁）。こうした経緯からすれば、その受けとめ様は当然でもあったろう。

(42) 「老中内藤信親用状力」『井伊家』第六卷三五二～二頁を参照。

(43) 『公用方』一六頁。

(44) 『井伊家』第七卷四一～二頁。言い回しは協力の姿勢を押し出しているがそれは内廷分子に特有の物言いであって、つまりは行論に述べた通りのことかと思われる（『井伊直弼試論（中の二）」前掲書三六三～四頁を参照）。なお家定との対面状況の微妙な変化は『公用方』の記述からこれを窺うことができる。

(45) 『昨夢』第四卷一〇三～六頁。

(46) 『忠固日記』一一二二、二二七、二二九、二三四。なお忠固の「日記」の特徴だが、諸式儀礼の記述は詳細を極める。その特徴は、堀田の「日記」と見較べると歴然とする。

(47) 『昨夢』第四卷一二二頁。

(48) 『忠固日記』一一二二九。

(49) 『昨夢』第四卷一三四頁。

(50) 同前一六三頁。

(51) 『公用方』一六頁。

(52) 注（45）に同じ。

(53) 『公用方』一七頁。

(54) 『昨夢』第四卷一五五頁。

(55) 『井伊家』第六卷二三九頁を参照。そこでは、井伊は「上使」が京都



で手間取って期限までに帰府できないような場合には「不得止調印致候とも不苦様願度事二候」と述べており、なによりも形式的な手順の遵守を重視していたことが窺えよう。

- (56) 『井伊家』第六卷三四四～六頁を参照。ここでは九条尚忠の側近であつた島田左近が長野義言に宛ててその召喚人事の意味合いを尋ねているが、既に湖北通船路の一件で京の政情に通じていた長野―井伊のライオンはここに語られるような貶斥の解釈によつて手配りしたと考えることができるだろう。例えば『井伊家』第七卷三七～八頁。一橋派もやはりこれを同様の趣旨の排斥人事と見ていたようである(『昨夢』第四卷一八～九頁を参照)。

- (57) 『井伊家』第六卷三三三～四頁を参照。ここでは、酒井忠義が「御所司代御再勤ニて御使被仰付候ニ御評決」と記されているが、忠固との間で対立があつて「愛牛(井伊)ハ存居候處……姦桐(忠固)……迎もいかんと申拒み候由」(『昨夢』第四卷一八二頁)で、後々まで未決だった様子である。さしあたりは井伊サイドから酒井に折衝して見通しをつけたと解釈すべきだろう。なお『公用方』はその頃に酒井忠義との接触を記す(一六頁)。

- (58) 『公用方』一六～七頁。

- (59) 注(57)を参照。

- (60) 注(53)に同じ。

- (61) 『昨夢』第四卷一八七頁。

- (62) 『藤岡屋日記』(三二書房)第八卷二三二頁、『昨夢』第四卷一七五頁。

- (63) 『忠固日記』一一三二七・三二六。

- (64) 同前一一三四二。

- (65) その掛任用は『藤岡屋日記』第八卷二二二頁。

- (66) 『公用方』一六頁また二二頁を参照。

- (67) 『関係文書』第二〇卷四四五～七頁。

- (68) 同前四六六頁。

- (69) 注(61)に同じ。

- (70) 『公用方』一七～八頁、『井伊家』第七卷一二七～八頁。

- (71) 『公用方』二〇頁。

- (72) 『景岳』下卷九五三頁。

- (73) 『昨夢』第四卷一八二頁。

- (74) 同前一九一頁。

- (75) 『昨夢』第三卷四〇〇頁。

- (76) 『井伊家』第七卷四一頁。

- (77) 注(70)に同じ。

- (78) 『公用方』一八頁。

- (79) 『昨夢』第四卷一九〇～四頁。

- (80) 井伊にとつては、藩邸近臣の掌握という課題もあつてこの間のやりとりにつながつていたように思えるが、これはさしあたり想像にとどまる。なお、井伊がかなりの気配りをもつて近臣に接していたことは、藩内の内目付が宇津木景福や長野義言を糾弾した際の井伊の対応、その案文から窺える通りである(島田三郎『開国始末』四六五～八頁)。

- (81) 注(71)に同じ。

- (82) 『公用方』一九～二〇頁。

- (83) 同前二七頁。

- (84) 『井伊家』第七卷一一六頁。

- (85) 『公用方』三一～二頁。

- (86) 同前三三頁。

- (87) 同前三八～九頁。

- (88) 『井伊家』第二〇卷三九～四一頁、四四・九一～二頁。

- (89) 『井伊家』第二二卷五二～三・五九～六〇頁、一一二～三頁、一二五～六頁。

- (90) この間の諸藩、とりわけ大藩・雄藩への対応については「井伊直弼試論(上)」『北海学園法学部五〇周年記念論文集』三二五～六頁を参照。

- (91) 『景岳』下巻一〇五五頁。

- (92) 『公用方』(提出本写本)二七〇頁。ただし、この銃器購入がどのような目的で行われたかは実はよく分からない。一方では行論で述べた通りであつて、英仏艦隊来航の狭間に江戸・大坂湾の警備動員がはかられる

最中であつてみれば、まさしく對外防衛拡充のためであり、一連の措置の先駆けと考えることができる。だが、他方では江戸の長崎屋からの即座の購入受領であつたらしく、その急ぎの手配りから推して「御三家方御咎」直後からの彦根藩警備体制強化の一環であつたようにも見える。

「御咎」以降水戸・尾張両藩には藩政要路への干渉がおこなわれ、殊に水戸藩に対しては従来からの対立の経緯もあつて、幕府内部からも異議が出る程の過剰な干渉となり、そのために最初から剣呑な状況が生まれていた。そこには「彦根・高松毎夜警固いたし居」「彦根氏國元より追々人数出府被致候事莫大」(『景岳』下卷一〇一七頁)と噂される状況があつた。一応、その双方を押さえてはおくべきだろう。

(93) 東京大学史料編纂所・維新史料データベース『維新史料稿本』(以下『稿本』と略記) 安政五年九月是月の条。

(94) 同前安政六年四月二一日の条、なお鉄砲の江戸取り寄せはペリー来航時にこれを許可している(『新訂増補國史大系 續徳川實紀』(吉川弘文館) 嘉永六年八月七日・三篇一頁)。当然、参勤の折に届け出て携行されたらしく、いくつかの記録を目にする。

(95) 『統実紀』安政六年六月二〇日・三篇六〇九頁。

(96) 『稿本』安政六年一〇月三日の条。

(97) 『井伊家』第二三卷二頁。

(98) 『修訂 防長回天史』(柏書房) 第二篇五〇二～三頁。

(99) 「再夢紀事」『再夢紀事・丁卯日記』(日本史籍協会) 一七頁。